

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、53万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月21日

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間の賞与支給明細書によると、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額の記録については、上記取引明細表により推認できる保険料控除額から、53万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料について納付した旨主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、56万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 21 日

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された預金取引明細表（流動性）により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間の賞与支給明細書によると、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額の記録については、上記取引明細表により推認できる保険料控除額から、56万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料について納付した旨主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金元帳及び複数の同僚の給与支給明細書(平成16年12月分賞与)から判断すると、申立人は、申立期間において、2万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の普通預金元帳及び給与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の総務担当が、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月21日から同年8月1日まで

私はB社に入社後、A社に出向となり、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者となっていない期間がある。調査して、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の回答並びに申立人と同時期に同社からA社に異動した同僚の回答から判断すると、申立人は、B社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が「給与計算の締日が毎月20日であることから、異動は原則21日付けで行っている。」と回答していることから判断すると、昭和56年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和56年8月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8487

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は4,000円、申立期間②は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 26 日
② 平成 19 年 4 月 26 日

申立期間①及び②について、賞与が支給されたが記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から5万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8488

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月26日

申立期間について、賞与が支給されたが記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から20万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、1万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から1万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月31日から41年1月1日まで
申立期間に、A社から関連会社のB社に異動したものの、継続して勤務しており、業務内容も変わりなかった。厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の複数の同僚の回答から判断して、申立人は、申立期間においてA社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち二人は、「申立期間当時、申立人と同じ部署で一緒に勤務していた。同部署の従業員は、昭和41年1月1日にA社からB社に転籍したが、籍だけの異動であり、異動の前後で勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和41年1月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社と同様にB社の関連会社と認められる事業所から同社に異動した同僚5人については、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚

生年金保険被保険者原票の昭和40年11月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることからこれを確認することはできないが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和40年12月31日であり、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日の翌日が同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年12月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（石川）厚生年金 事案 8490

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から同年 12 月 6 日まで

私は、A社の事業主だったが平成 13 年*月*日に 60 歳で定年退職したにもかかわらず、同年 2 月 1 日から同年 12 月 6 日までの期間について厚生年金被保険者としての記録がある。退職後は働いておらず同社から保険料も徴収されていないので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、同社は、「申立人は、申立期間においてA社に在職し、当該期間について、申立人を健康保険厚生年金保険被保険者として社会保険事務所（当時）に届出をし、保険料を納付した。また、申立人の給与から保険料を控除していた。」と回答している上、同社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬改定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、同社は、申立人を代表取締役として、平成 13 年 4 月 6 日付けで同年 1 月から給与を減額したことの届出並びに同年 12 月 6 日付けで被保険者資格を喪失したことの届出及び健康保険被保険者証の返納を行った記録が確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る「平成 13 年度給与支払明細書」及び「法定福利明細書」により、申立期間のうち平成 13 年 2 月から同年 9 月までは、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、同年 10 月及び同年 11 月の社会保険料については、上記給与支払明細書に「別途徴収」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで
A 団体 B 事業所（現在は、同団体 C 事業所）に勤務したが、申立期間についての農林漁業団体職員共済組合の加入記録が無い。同事業所に勤務していたのは間違いないので、当該期間を同組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 団体 C 事業所から提出された在職証明書及び健康保険被保険者記録により、申立人は、昭和 52 年 2 月 1 日から 53 年 5 月 31 日までの期間について、同団体 B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、農林漁業団体職員共済組合は、「申立てのあった期間については、申立人に係る組合員資格の記録が確認できない。」と回答している上、A 団体 C 事業所は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間当時の農林漁業団体職員共済組合の取扱いは、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同様に、「B 事業所に短期間（おおむね 2 年以内）勤務した。」と証言する同僚 14 人のうち、10 人は、健康保険の被保険者記録は確認できるものの、農林漁業団体職員共済組合員資格の記録は確認できない。

さらに、上述の組合員資格の確認できない同僚の一人から提出された昭和 56 年分及び 57 年分所得税の確定申告書（控）を検証したところ、その社会保険料控除額に農林漁業団体職員共済組合の掛金は含まれていないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。